

奈良市公報

号外第9号

平成26年 3月19日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例	
○奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例……………	1
規 則	
○奈良市環境審議会規則の一部を改正する規則……………	2
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則……………	2
告 示	
○一般競争入札の実施（3件）……………	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の許可の申請の概要……………	3
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………	4
○生活保護法の規定による施術者の指定（2件）……………	4
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	5
○放置自転車等の保管……………	5
○住民票の職権消除……………	5
○道路の位置指定……………	5
○放置自転車等の保管……………	6
○住居番号の変更……………	6
○開発行為に関する工事の完了（2件）……………	6
○差押解除通知書及び配当計算書の公示送達……………	6
○奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………	7
○奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………	7
○放置自転車等の保管……………	7
○平成25年度市・県民税納税通知書の公示送達……………	8
○放置自転車等の保管……………	8
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	8
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………	8
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施……………	9
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の廃止……………	9
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………	9
農 業 委 員 会	
○農政部会の招集……………	9
議 会	
○奈良市議会広報広聴委員会に関する規程……………	9
○奈良市議会だより発行規程の一部を改正する規程……………	10

条 例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

平成25年 9月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第58号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附金の支出の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名 称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブ	奈良市富雄北一丁目12番4号	平成25年1月1日から平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人この指とまれ21	奈良市西笹鉾町16番地の10	平成25年1月1日から平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会	奈良市二条町二丁目5番3号	平成25年1月1日から平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	平成25年1月1日から平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人奈良国際協力サポーター	奈良市右京四丁目9番地の13	平成25年1月1日から平成30年9月30日まで
特定非営利活動法人宙塾	奈良市北永井町12番地の1	平成25年1月1日から平成30年9月30日まで

(平成25年9月27日揭示済)

規 則

奈良市環境審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第59号

奈良市環境審議会規則の一部を改正する規則

奈良市環境審議会規則(昭和46年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(平成25年9月18日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第60号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表保健福祉部の部介護福祉課の項中「認定係」を「計画推進係」に改める。

第32条給付係の部分中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同条認定係の部分も次のように改める。

計画推進係

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険事業の調査及び企画に関すること。
- (3) 奈良市高齢者保健福祉推進協議会に関すること。
- (4) 介護認定に関すること。
- (5) 介護認定審査会に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
(奈良市会計規則の一部改正)
- 2 奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1介護福祉課の項中「認定係長」を「計画推進係長」に改める。

(平成25年9月25日揭示済)

告 示**奈良市告示第622号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年9月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

JR奈良駅南特定土地区画整理事業整備工事はか14件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成25年9月17日揭示済)

奈良市告示第623号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年9月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 東部第2-2地区中継ポンプ設置工事(水間)30工区及びマンホールポンプ設置工事(公3)及びマンホールポンプ設置工事(単6)
- (2) 工事場所 奈良市水間町地内他
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年3月26日までとする。
- (4) 工事概要 マンホールポンプ設置工事 8箇所
着脱装置付水中汚水ポンプ 16台
ポンプ制御盤 8面
付帯工 1式
- (5) 予定価格 81,079千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 69,382千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成25年9月17日揭示済)

奈良市告示第624号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年9月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 灰污水处理装置点検整備補修

- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清
美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年3月18日までとす
る。
- (4) 業務概要 1. 灰污水吸引装置補修(真空吸引方式)
一式
2. 灰污水脱水装置補修(スクリーデー
カンタ型連続遠心分離脱水機)一式
3. 灰污水再処理装置補修(沈殿槽、再
利用ポンプ装置)一式
4. 試運転調整一式
- (5) 予定価格 28,568千円(消費税及び地方消費税を除
く。)

以下省略

(平成25年9月17日揭示済)

奈良市告示第625号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。)

3 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第67号 に掲げる洗濯業の用に供する洗浄施設
型式	ジュータン洗浄機
能力	500枚/8時間
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後45日後
使用開始予定年月日	完成後15日後

4 特定施設の使用の方法に関する事項

使用時間間隔	8時間		
1日当たりの使用時間	8時から17時まで(8時間/日)		
使用の季節的変動	冬期11月～2月は2割稼働		
汚水等の 汚染状態	種類・項目	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD	15mg/l	20mg/l
	COD	20mg/l	30mg/l
	SS	10mg/l	20mg/l
	油分	3mg/l	5mg/l
	T-N	5mg/l	10mg/l
T-P	1mg/l	3mg/l	
汚水等の量(m ³ /日)	通常	最大	
	70m ³ /日	80m ³ /日	
備考			

5 汚水等の処理の方法に関する事項

型式	別図(図Fのとおり)
構造	別図(図Fのとおり)
能力	100m ³ /日

以下「法」という。)第5条第1項の規定による特定施設
の設置の許可の申請がありましたので、同条第4項の規定
によりその概要を次のとおり告示します。

なお、当該申請に際し添付のあった当該特定施設を設置
することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ
く事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日
から3週間奈良市環境部環境政策課(奈良市二条大路南一
丁目1番1号)において公衆の縦覧に供します。

平成25年9月18日

奈良市長 仲川元庸

- 申請人の住所及び名称並びに代表者の氏名
奈良市小倉町1161番地の1
株式会社アートマルワ
代表取締役 嶋田 篤
- 工場又は事業所の名称及び所在地
株式会社アートマルワ
奈良市小倉町1161番地の1

処理の方式	接触ばっ気方式
使用時間間隔	8時間
1日当たりの使用時間	8時から17時(8時間/日)
使用の季節的変動	冬期11月～2月は2割稼働
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	余剰汚泥 バキューム引抜処分

6 排水の汚染状態及び量に関する事項

排水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位mg/l)	15	20
	化学的酸素要求量(COD)(単位mg/l)	20	30
	浮遊物質(S S)(単位mg/l)	10	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位mg/l)	3	5
	窒素含有量(単位mg/l)	5	10
	リン含有量(単位mg/l)	1	3
排水の量(m ³ /日)	通常	70	最大 80
備考	施設の更新のため、特定施設の更新前後で排水の汚染状態及び量は変わらない。		

(平成25年9月18日揭示済)

奈良市告示第626号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月19日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
多田 喜次		柔道整復	平成25年9月1日
学園大和鍼灸接骨院(多田喜次)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		
多田 喜次		あんま	平成25年9月1日
学園大和鍼灸接骨院(多田喜次)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		

(平成25年9月19日揭示済)

奈良市告示第627号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月19日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山下 勝司		柔道整復	平成25年9月2日
学園大和鍼灸整骨院(山下勝司)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		
今井 伸弘		柔道整復	平成25年9月2日
学園大和鍼灸整骨院(今井伸弘)	奈良県奈良市学園大和町一丁目1番地の1		

(平成25年9月19日揭示済)

奈良市告示第628号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、

で、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成25年 9月19日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
多田 喜次	奈良県奈良市南永井町乙119-8	あんま	平成25年 9月2日
多田 喜次			

(平成25年 9月19日揭示済)

奈良市告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年 9月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成25年 7月 1日 平成25年 7月 1日
富雄セントラルクリニック	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2		
医療法人大和医仁会	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2		

(平成25年 9月19日揭示済)

奈良市告示第630号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 9月19日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年 9月19日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
-------	-----	--------

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成25年 9月19日揭示済)

奈良市告示第631号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成25年 9月20日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成25年 9月20日揭示済)

奈良市告示第632号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告します。

平成25年9月20日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市平松一丁目8番15号
申請者氏名	今西 善己
道路の位置	奈良市平松三丁目171番9の一部、197番7の一部、197番8及び485番3
道路の幅員	最大4.08m 最小4.08m
道路の延長	18.69m
指定年月日	平成25年9月20日
指定番号	第H2503号

(平成25年9月20日掲示済)

奈良市告示第633号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月20日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年9月20日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年9月20日掲示済)

奈良市告示第634号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第1号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成25年9月20日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年9月20日掲示済)

奈良市告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年9月20日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年3月8日 奈良市指令都整開 第12A-50号
平成25年8月30日 奈良市指令都整開 第12A-50-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年9月20日 第1374号
公共施設 平成25年9月20日 第635号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市あやめ池南七丁目579番1、581番2及び584番14
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区南本町一丁目4番10号
響不動産リサーチ株式会社
代表取締役社長 木下豊一
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市あやめ池南七丁目579番1の一部及び581番2の一部
(2) 下水道
奈良市あやめ池南七丁目579番1の一部及び581番2の一部

(平成25年9月20日掲示済)

奈良市告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年7月26日 奈良市指令都整開 第13A-18号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年9月25日 第1375号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町468番1、469番1、469番3、469番4、469番5、470番1、470番2、470番3及び471番地
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市右京区西院寿町40-3
株式会社 カミッグ 代表取締役 松島正昭

(平成25年9月25日掲示済)

奈良市告示第637号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条の規定に基づく差押解除通知書及び第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり

公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書、配当計算書（2通）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成25年9月25日揭示済）

奈良市告示第638号

奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年9月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第461号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第18項」を「第8条第19項」に、「第8条の2第17号」を「第8条の2第17項」に、「第8条第17項」を「第8条第18項」に、「第8条の2第16号」を「第8条の2第16項」に改める。

第2条第4号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」を「奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号）」に改める。

別表整備する設備の項中「グループホーム」を「グルー

プホーム等」に改め、同表スプリンクラーの項中「平成21年4月1日現に存する」を「平成21年4月1日において現に存する」に、「平成22年9月29日現に存する」を「平成23年10月1日において現に存する」に改め、同表自動火災報知設備の項及び消防機関へ通報する火災報知設備の項中「平成22年9月29日現に存する」を「平成23年10月1日において現に存する」に改める。

附則

この告示は、平成25年9月25日から施行する。

（平成25年9月25日揭示済）

奈良市告示第639号及び第640号は、
奈良市公報号外第10号に掲載

奈良市告示第641号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年9月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業補助金の項中「4,553,000円」を「4,569,000円」に改め、同表一時預かり事業補助金の項中「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について（平成23年雇児発0930第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に改め、同表に次のように加える。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	保育士等処遇改善臨時特例事業（平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営についてに定める保育士等処遇改善臨時特例事業をいう。）を実施していること。	保育士等処遇改善臨時特例事業を実施するために必要な経費	安心こども基金管理運営要領（平成21年20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額
-------------------	--	-----------------------------	---

別表の付表1中「4,579,000」を「4,592,000」に改め、同表の付表2中「520,000」を「530,000」に改める。

附則

この告示は、平成25年9月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年度予算に係る補助金から適用する。

（平成25年9月26日揭示済）

奈良市告示第642号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年9月26日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年9月26日揭示済)

奈良市告示第643号

平成25年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成25年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成25年9月26日揭示済)

奈良市告示第644号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成25年9月27日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年9月27日揭示済)

奈良市告示第645号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年9月27日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	村田 文男 奈良市山町562番地の1	岡本 淳 奈良市山町703番地

変更の年月日 平成22年2月11日

2回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡本 淳 奈良市山町703番地	中沢 義清 奈良市山町724番地

変更の年月日 平成24年2月11日

(平成25年9月27日揭示済)

奈良市告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年9月30日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	在宅介護サービスラブ	奈良県奈良市西大寺本町7-2	有限会社在宅介護サービスラブ	平成25年7月10日
新	在宅介護サービスラブ	奈良県奈良市法華寺町1376フルール一条202号	有限会社在宅介護サービスラブ	
旧	ふれあいデイサービス	奈良県奈良市西大寺東町一丁目2-2	四葉創健株式会社	平成25年7月31日
新	ふれあいデイサービス	奈良県奈良市西木辻町206やぎもとビル1F	四葉創健株式会社	
旧	エンジェルハート	奈良県奈良市南京終町一丁目183番地の22	エンジェルハート株式会社	平成25年6月1日
新	エンジェルハート	奈良県奈良市七条一丁目36-45	エンジェルハート株式会社	

(平成25年 9月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第38号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 9月17日

奈良市水道事業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

口径25耗鉛給水管布設替、奈良市左京三丁目地内ほか2件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成25年 9月17日揭示済)

奈良市水道局告示第39号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年 9月20日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
コテツ建設	築山 和文	奈良市法華寺町28-5	平成25年 9月19日

(平成25年 9月20日揭示済)

奈良市水道局告示第40号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年 9月27日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
奥田石材工業	奥田 哲也	奈良市大慈仙町481番地3	平成25年 9月26日

(平成25年 9月27日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成25年10月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年 9月26日

奈良市農業委員会
農政部長 吉川 隆 男

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成25年10月4日（金） 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室 |
| 3 議 題 | (1) 農業委員会が定める下限面積について |
| 4 報 告 | (1) 各部門の進歩状況について |
| 5 その他 | |

(平成25年 9月26日揭示済)

議 会

奈良市議会規程第5号

奈良市議会広報広聴委員会に関する規程を次のように定める。

平成25年 9月26日

奈良市議会議長 土田 敏 朗
奈良市議会広報広聴委員会に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市議会基本条例（平成25年奈良市条例第42号）第11条第3項の規定に基づき設置する広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 議会広報紙の編集及び発行に関すること。
- 議会のホームページの編集及び発信に関すること。
- 議会報告会に関すること。
- 前3号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、おおむね議員4人につき1人の割合で選出された委員をもって構成する。

2 委員は、各会派において推薦された議員及び会派に属さない議員から選出された議員を議長が指名する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
(奈良市議会委員会条例の準用)

第5条 委員会の運営等については、奈良市議会委員会条例(昭和49年奈良市条例第52号)第10条、第12条から第15条まで、第16条本文、第17条、第19条及び第20条の規定を準用する。
(記録)

第6条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

2 前項の記録は、議長が保管する。
(議会外への行為)

第7条 委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長を経てしなければならない。
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

1 この規程は、平成25年10月2日から施行する。
(経過措置)

2 この規程の施行の際現に奈良市議会だより発行規程(昭和60年奈良市議会規程第2号)の規定により設置された議会だより編集委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの規程の規定により設置された広報広聴委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、この規程第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年8月19日までとする。

(平成25年9月26日揭示済)

奈良市議会規程第6号

奈良市議会だより発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年9月26日

奈良市議会議長 土田 敏 朗

奈良市議会だより発行規程の一部を改正する規程
奈良市議会だより発行規程(昭和60年奈良市議会規程第2号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市議会広報紙発行規程

第1条中「本市議会」を「市議会」に改め、「活動状況を」の次に「広く」を加え、「周知させるため、奈良市議会だより(以下「議会だより」という。)」を「周知し、市議会に対する市民の理解及び関心を深めるため、議会広報紙」に改める。

第4条を削る。

第3条中「議会だより」を「議会広報紙」に、「無料」を「無償」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「議会だより」を「議会広報紙」に改め、「年4回」の次に「(2月、5月、8月及び11月)」を、「ただし、」の次に「議長が」を、「認めるときは、」の次に「発

行日を変更し、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(名称)

第2条 議会広報紙の名称は、奈良市議会だよりとする。

第5条中「議会だより」を「議会広報紙の」に、「編集委員会に諮り議長が」を「議長が広報広聴委員会に諮って」に改める。

附 則

この規程は、平成25年10月2日から施行する。

(平成25年9月26日揭示済)